

平成27年2月17日

大山町長	森田増範様
大山町議会議長	野口俊明様
大山町教育委員会委員長	伊澤百子様
大山町農業委員会会長	中川幸應様

大山町監査委員 後藤 洋次郎

大山町監査委員 西山 富三郎

平成26年度定例監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに大山町監査委員条例第4条の規定に基づき、定例監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、下記のとおりその結果の報告を提出する。

記

1. 監査の要領

- | | | | |
|---------------------|--|-------------|-------|
| (1) 監査の種類 | 平成26年度定例監査 | | |
| (2) 監査の期間 | 平成27年1月22日（木） | | |
| (3) 監査した者 | 監査委員 後藤 洋次郎 | 監査委員 西山 富三郎 | |
| (4) 監査対象部署 | 総務課・中山支所総合窓口課・社会教育課・農林水産課
福祉介護課・住民生活課・地籍調査課 | | |
| (5) 監査に立ち会った職員の職・氏名 | | | |
| 総務課長 | 酒嶋 宏 | 中山支所総合窓口課長 | 杉本 美鈴 |
| 住民生活課長 | 森田 典子 | 福祉介護課長 | 持田 隆昌 |
| 社会教育課長 | 手島 千津夫 | 農林水産課長 | 山下 一郎 |
| 地籍調査課長 | 野口 尚登 | | |
| (6) 監査場所 | 大山町御来屋328番地 大山町議会委員会室 | | |

2. 監査実施項目及び監査の対象

平成 26 年度（平成 26 年 10 月 31 日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼に、次の項目について監査を実施した。

(1) 契約の方法及び手続きについて

総務課（大山町ふるさと納税管理システム導入委託業務、大山町新地方公会計制度対応固定資産台帳整備支援業務委託、公用車再リース）

中山支所総合窓口課（友好館施設管理業務）

福祉介護課（保健福祉センターなわ管理業務）

社会教育課（第 7 回大山町総合文化祭会場設営物品レンタル業務）

農林水産課（平成 26 年度大山町森林監視業務、しっかり守る農林基盤交付金事業「測量・設計」業務委託、平成 26 年 8 月豪雨農地・農業用施設災害復旧工事「測量・設計」業務委託）

地籍調査課（平成 26 年度大山町中山地区その 2 地籍測量業務委託）

(2) 各種委員会・審議会等について

総務課（大山町防災会議、大山町国民保護協議会、選挙管理委員会 外）

福祉介護課（大山町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会 外）

農林水産課（大山町農林水産振興審議会、大山町営農協議会、中山財産区議会 外）

住民生活課（大山町国民健康保険運営協議会、大山町環境審議会）

社会教育課（大山町スポーツ推進委員連絡協議会 外）

3. 監査結果

(1) 契約の方法及び手続きについて

地方自治法施行令第 167 条の 2（以下、「同令」という。）において例外的に随意契約を行うケースが定められており、また、大山町財務規則第 124 条（以下、「同規則」という。）で随意契約では原則として 2 人以上の者から見積書を徴する旨が定められている。

前年の定期監査において、随意契約した中に、同令に示されたケースに該当するかどうか疑問を抱くものが見受けられる旨、また、見積書を 1 人しか徴しなかったもので、徴しなかった理由が乏しいものも見受けられる旨を指摘したところである。

今回の監査において、昨年監査結果が反映されているかどうかの検証の意味も含め、本年度に随意契約したものについて、昨年に引き続きその必然性等について監査を実施した。

監査した随意契約については、同令各号に規定されているケースに該当しないと思われる契約は見受けられず、また、1人しか見積書を徴しなかったものもその徴しなかった理由は正当と判断できるものであり、昨年のような同令、同規則に該当するかどうか疑問を抱くような契約は見られなかった。

これらは、各課の取り組み改善、役場内に設置された指名審査委員会での的確な審査によるものと認められるところであり、今後も適正な契約を継続されたい。

(2) 各種委員会・審議会等について

町議会議員の定数については、随時見直しが行われており、3町合併前の45人から、合併直後に21人、平成21年に19人、25年に16人と縮減している。各種委員会・審議会等についても、町議会議員と同様、定数等の見直し等が行われているかどうか、あるいは、委員等への報酬の支払いの妥当性等について監査を実施した。

監査結果は、次のとおりである。

イ 各種委員会・審議会等の定数について

42の委員会等の定数の見直し状況を監査した結果は次表のとおりであり、合併以降に定数の見直しを行ったものは、全体の約4分の1に当たる11の委員会等しかない状況であり、中には、合併前から長年にわたり定数の見直しが行われていない委員会等も存在する。

委員会等に係る役場職員の事務の軽減、経費節減、必要最小限の委員等による実のある審議等の確保等のためには、定数の見直し、委員会等の構成メンバーの見直し等が必要であるので、前年踏襲、過去の開催内容の継続性にとらわれることなく、定数等の見直しを随時実施されたい。

○委員会等の定数の見直し状況

	総数	定数見直ししたもの			見直しなし
		合併時のみ見直し	合併時と合併後に見直し	合併後のみ見直し	
合併前から設置されたもの	25	12	7	1	5
合併後に設置されたもの	17	/		3	14
計	42	23			19

ロ 委員等への報酬等の支払状況

多くの委員会等においては、委員等に対して報酬が支払われているが、会長

等を除く一般委員等に対する報酬日額は、委員会等によって異なっており、4,000円、4,300円、4,700円といった状況である。

また、交通費等の実費弁償として報酬以外の支払いを行っている委員会等もあるが、その一回当たりの実費弁償額も、委員会等によって異なっており、1,300円、2,200円、2,600円といった状況である。

委員会等の審議等の内容により報酬額に差があるのはやむを得ないものの、委員等への公平な報酬の支出に向け、ある程度の報酬の統一を図るべきである。

更に、実費弁償についても、報酬のほかに支給すべきかどうかの必要性、支給をする場合の金額の妥当性、そして支給額のある程度の統一性を検討すべきである。

ハ 委員等への報酬等への課税状況

国税庁長官が各国税局長に発遣した所得税法基本通達では「28-7 国又は地方公共団体の各種委員会（審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。）の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とする。ただし、当該委員会を設置した機関から他に支払われる給与等がなく、かつ、その委員会の委員として旅費その他の費用の弁償を受けない者に対して支給される当該謝金、手当等の報酬で、その年中の支給額が1万円以下であるものについては、課税しなくて差し支えない。この場合において、その支給額が1万円以下であるかどうかは、その所属する各種委員会ごとに判定するものとする。」とされている。

大山町における委員等への報酬等への課税状況をみると、同基本通達にかかわらず、支給額が1万円以下のものまですべて課税として取り扱い、所得税を源泉徴収している。

報酬を受ける委員等に余分な税負担を与える必要はないため、同基本通達に即した課税処理を的確に行われたい。